

「校庭の利用について」

国等の方針を受け、児童の運動不足やストレスを解消するための手立ての一環として、校庭の利用についてお知らせします。なお、校庭を利用する際にも感染防止には十分ご注意ください。

1 臨時休業中における校庭開放について

(1) 校庭開放日

- ・ 3月25日（水）

(2) 開放時間

- ・ 1, 2, 3年生…午前9時30分～午前10時30分（保護者同伴でお願いします。）
- ・ 4, 5, 6年生…午後2時～午後3時

(3) 注意事項

- ・ 学校への行き帰りは、徒歩とし、保護者の責任でお願いします。
- ・ 自転車や自動車での来校はできません。
- ・ 本校在籍児童の利用を目的としての開放となります。
- ・ 未就学児や中学生以上のご利用は、ご遠慮ください。
- ・ 3月26日（木）は、登校日となります。校庭開放はしません。

2 春休み（3月27日～）中の校庭利用について

(1) 春休み中に、在校生が校庭で遊ぶことは可能です。

(2) 学年・利用時間等の制限は、設けません。

(3) 保護者の責任のもと、学校への行き帰りも含めて安全に留意して遊ぶようご指導ください。